

令和5年度第1回沖縄県事業認定審議会 議事概要

- 1 会議の日時：令和5年5月31日（水）
午前10時00分から午前11時00分まで
- 2 会議の場所：県庁10階収用委員会室
- 3 出席した委員：5名
- 4 出席した事務局職員：4名
- 5 会議内容
 - (1) 議案 ①会長選出及び会長代理互選
 - (2) 報告 ①事業認定制度の概要について
②県内の事業認定実績について
③全国の事業認定審議会等について
④全国の事業認定審議会事例について
- 6 議事録要旨
 - (1) 議案 ①会長に徳田博人委員が、会長代理に上江洲薫委員が互選された。
 - (2) 報告 ①事業認定制度及び沖縄県事業認定審議会の概要について事務局から報告があった。
②県内の事業認定実績について事務局から報告があった。
③全国の事業認定審議会等について事務局から報告があった。
④全国の事業認定審議会事例について事務局から報告があった。
 - (3) 質疑等 ①委員より事業認定の要件である土地収用法（以下「法」と表記）第20条第3号要件について、事業計画の公益性の判断（得られる公共の利益と失われる利益との比較衡量）が難しいとの意見が出された。
②公益性等の判断に必要な資料を求めることは可能か。
事務局：事務局から事業認定に関する資料を提供す

ることは可能である。

- ③ 認定庁（県）と審議会の結論が異なった場合はどうなるのか。

事務局：法第25条の2第2項に「都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ第34条の7第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない」と定められている。

- ④ 審議会議決は全会一致なのか。

事務局：土地収用法施行条例（以下「施行条例」と表記）第6条第3項に「審議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる」と定められている。

- ⑤ 施行条例第6条第4項の会議に参加することができない利害関係を有する委員とはどのような場合か。

事務局：法第61条の収用委員会の除斥と同様の取扱いとなると考えられる。例として、起業者、土地所有者及び関係人である場合、それぞれの配偶者や四親等内の親族、代理人等である場合、起業者や土地所有者及び関係人である会社等の役員等である場合などが考えられる。

- ⑥ 実際に審議会を開催（し審議）することになった場合は、判断の基準や類似事例、裁判例等を事前に調査し委員に共有した上で、審議会において議論し慎重に判断することを確認した。